

令和5年度第3回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 次第

日時 令和6年3月26日(火) 午前10時から

場所 日進市役所南庁舎2階 第5会議室

1 あいさつ

2 議題

(1) 第2期にっしん幸せまちづくりプラン策定について

①にっしん地域福祉フォーラム2024開催について(当日配布)

②令和6年度策定スケジュールについて(資料2)

(2) 重層的支援体制整備事業の実施について(資料3)

3 その他



第2期 にっしん幸せまちづくりプラン策定PROJECT にっしん地域福祉フォーラム 2024

2024年3月24日(日)

13:30~16:30(予定)

中央福祉センター2階多機能室

13:30-

1. オープニング (はじめに) 5分

13:35-

2. にっしん支え合い・助け合いの最前線 50分

- ・事例発表 ①:ささえあい藤塚 学習支援部
- ・事例発表 ②:日生東山園まちづくりの会
- ・事例発表 ③:つどいの場 坂の上カフェ

★解説:佐野治さん/福井県立大学看護福祉学部教授(専門:地域福祉論、CSW 論)

14:25-

3. ブレイクタイム (休憩) 10分

14:35-

4. えんたくん会議 35分

- ・①印象に残ったこと■、②もう少し聞いてみたいこと■
- ・うちのグループのハイライトは?⇒フリップボードに大書

15:10-

5. 質疑応答&クロストーク 20分

- ・回答:佐野治さん、事例発表者

15:30-

6. ブレイクタイム (休憩) 10分

15:40-

7. アフターレクチャー 30分

- ・「誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて」

★長岩嘉文さん/日本福祉大学中央福祉専門学校 校長
日本福祉大学社会福祉総合研修センター 研究員

16:10-

8. チェックアウト 15分

- ・ちいさな行動宣言「わたしこんなことならできるかも？」

16:25-

9. 市長あいさつ 5分

16:30-

10. クロージング (おわりに) ~アンケート記入

しあわせなまちづくり。キックオフ!



■ よりよい話し合いのために~3つの約束

- ① 対話 : まず「傾聴」。人の話をしっかり聴こう。発言は簡潔&手短に!
- ② 多様性 : 意見を否定しない。No,but...ではなく、Yes,and...で話そう。
- ③ 未来志向 : 前向き&クリエイティブな雰囲気。「ほしい未来は自分たちで！」

にっしん支え合い・助け合いの最前線／登壇者のご紹介

事例① 鈴木 智恵子(すずき ちえこ) さん

ささえあい藤塚 学習支援部

月に2回地域の集会所を開き、学校が終わった後の小学生・中学生を対象に宿題など勉強をして過ごす「学習ひろば」を開催。地域の子どもたちにとって大切な居場所の1つとなっている。

また軽食を提供してボランティアさんと交流したり、様々なイベントを開催して世代を超えた交流の場を設けるなど、地元の人々を繋ぐ活動にも力を入れている。



地域の子どもたちの居場所「学習ひろば」

事例② 稲垣 幸子(いながき ゆきこ) さん

日生東山園まちづくりの会

令和4年2月、地域内の様々な活動を繋ぎ、新たな取り組みが共に協議できる場として会が発足。

老若男女誰もが参加し楽しむことができるイベントを開催しながら、発足時から目標の1つであった住民互助による移動支援を令和5年3月より開始。市の車輛を活用した「わくわく号」を月に2回運行し、高齢化の進む同地域の大きな支えになっている。



「わくわく号」で住民互助による移動支援

事例③ 居城 麻希(いしろ まき) さん

つどいの場 坂の上カフェ

長い坂道を登った先に広がる団地内にて、地域住民の交流の場として文字通り「坂の上カフェ」を平成29年より開始。月に2回、地域の集会所で平均して30名ほどが集まり、賑やかな時間を過ごしている。

住民の健康づくりの一環として「eスポーツ」の導入や、新たにフードドライブ・パントリーの活動に取り組むなど、先進地としての期待も大きい。



「坂の上カフェ」で「Let's若返りリトミック」

ゲスト 佐野 治(さの おさむ) さん

福井県立大学看護福祉学部教授(専門:地域福祉論、CSW 論)

○静岡県浜松市生まれ

○愛知県日進市在住

○愛知大学文学部哲学科卒業、東北福祉大学大学院修了

◆マザーテレサとの出会いをきっかけに福祉の道を志す。大学院在学中より NGO を創設・代表として東南アジア、アフリカにおいて国際協力活動(難民キャンプ内の病院建設)を展開する。

◆福祉の行政計画においても調査から施策の立案、執筆に至るまで深く関わっている。

◆子ども家庭相談員(大学付属)、統合生活相談員(特別養護老人ホーム)、学生相談員、スクールカウンセラーの経験を持ち、現在においても多数のケースを担当している。



ゲスト 長岩 嘉文(ながいわ よしふみ) さん

日本福祉大学中央福祉専門学校 校長

日本福祉大学社会福祉総合研修センター 研究員

○秋田県出身

○日本福祉大学大学院 修了、社会福祉士(1750)

◆社会的活動として、愛知県日常生活自立支援事業契約締結審査会会長、名古屋市地域福祉に関する懇談会座長、名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画策定懇談会座長、名古屋市地域包括支援センター運営協議会会長、認定社会福祉士認証・認定機構スーパーバイザー等

◆主な著書に『介護福祉論』ミネルヴァ書房、『福祉政策論』医歯薬出版、『地域福祉計画の理論と実践』ミネルヴァ書房、『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房、『ソーシャルワークの基盤と専門職』弘文堂、『社会福祉の原理と政策』弘文堂等(いずれも共著)がある。



モデレーター 加藤 栄司(かとう えいじ) さん

一般社団法人 地域問題研究所 研究理事

○まちづくり・農村づくりプランナー。技術士(建設部門/農業部門)

○長野県生まれ、千葉県柏市出身

◆四半世紀以上にわたって日進市香久山に居住。“完全無欠の市民参加”「岩崎台・香久山福祉会館」の基本計画や基本設計及び管理・運営に一人の市民として参画。日進市総合計画策定やぐるぐる NISSHIN まちミル博覧会など日進市のまちづくりに関する業務にも数多く携わる。



ファシリテーター 加藤 武志(かとう たけし) さん

まち楽房(ラボ)有限会社 代表取締役、名城大学非常勤講師

○ソーシャルデザイナー、2030SDGs公認ファシリテーター

○広島県生まれ。尾道市因島出身

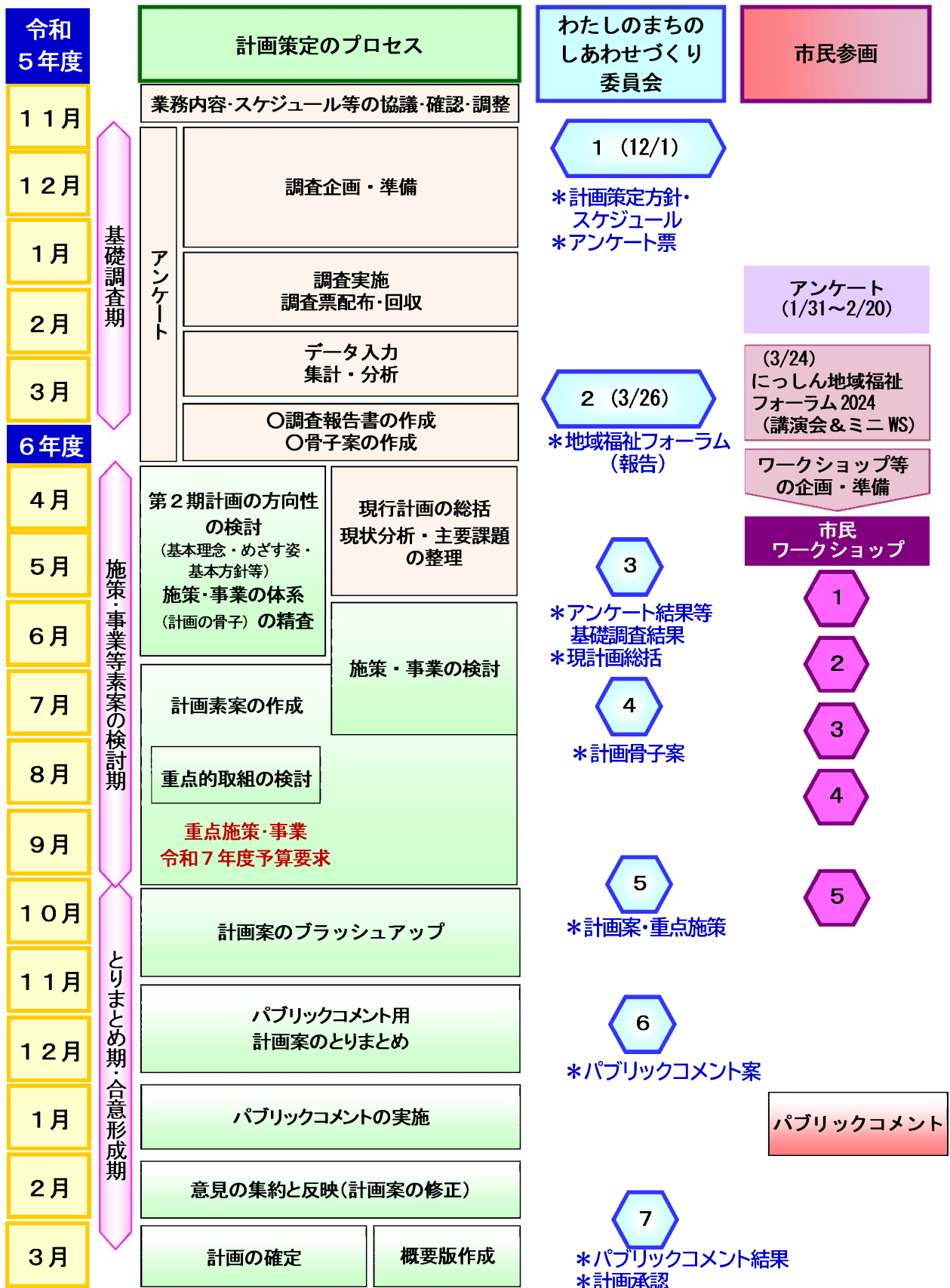
◆対話を通して自分たちで創造的に課題を解決する「ソーシャルデザイン(まちづくり)」に取り組む。大学講義をはじめ、自治体職員研修など人材育成等も多数。日進市の市民参加や協働の仕組みづくりやまちづくりに関する業務にも携わる。主な著書に「まちのエンジン(風媒社、共著)」。



メ モ



第2期にしん幸せまちづくりプラン(第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)策定スケジュール(令和6年度)



基礎調査期

施策・事業等素案の検討期

とりまとめ期 合意形成期



重層的支援体制整備事業 の実施について

令和6年3月26日（火）

第3回わたしのまちのしあわせづくり委員会

資料3



- 1 重層的支援体制整備事業とは
- 2 重層的支援体制整備事業に伴う新たな事業について
- 3 重層的支援体制整備事業の実施について



1 重層的支援体制整備 事業とは



改正社会福祉法のたてつけ（まとめ）



平成29年改正

【包括的な支援体制の整備】（政策レベル）

- ▼地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ▼住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ▼主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

令和2年改正

【「重層的支援体制整備事業」の創設】（事業レベル）

- ▼既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、
Ⅰ 相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援
を一体的に実施する事業を創設する。



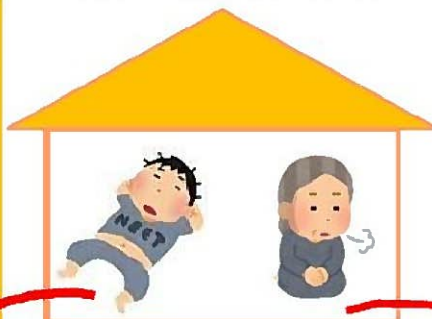
複雑化・複合化した課題とは？



例えば・・・

8050問題の世帯

- ・40～50代の息子
- ・発達障がいが疑われるが、医療受診や手帳取得はなし
- ・障がい者として扱われることに嫌悪感あり
- ・長期間働いていないため、就労意欲が低い
- ・現時点で親の年金で生活できているため、危機感がない



- ・70～80代の母親
- ・加齢に伴い、日常生活を送るための家事などが自力では困難になってきた
- ・息子のことを気にしてサービスに頼らない傾向がある
- ・自身が亡くなった場合に息子の生活が心配
- ・共依存関係で、息子の言うがまま聞いてしまう。

- ①息子の状況把握
- ②関係性の構築
- ③日中に外に出るなどの生活習慣の1歩目の改善
- ④お手伝いレベルの仕事の定着
- ⑤人との関わりの定着



- ①母親の状況把握
- ②関係性の構築
- ③息子の支援レベルに応じてサービスの導入調整
- ④家庭内と地域での居場所づくり・マッチング



令和2年社会福祉法の改正①



【改正の背景】

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。

- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

【「重層的支援体制整備事業」の創設】

- ▼市町村において、**既存の相談支援等の取組を活かしつつ**、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- ▼新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、**I～IIIの支援は必須**
- ▼新たな事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付**する。



令和2年社会福祉法の改正②



【改正の概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

・市町村において、**既存の相談支援等の取組を活かしつつ**、地域住

→新たな相談窓口等を設けるものではない

民の抱える課題の解決のための**包括的な支援体制の整備を行う**、

→世代や属性を問わず相談を受け止め。縦割り打破・連携強化

新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、

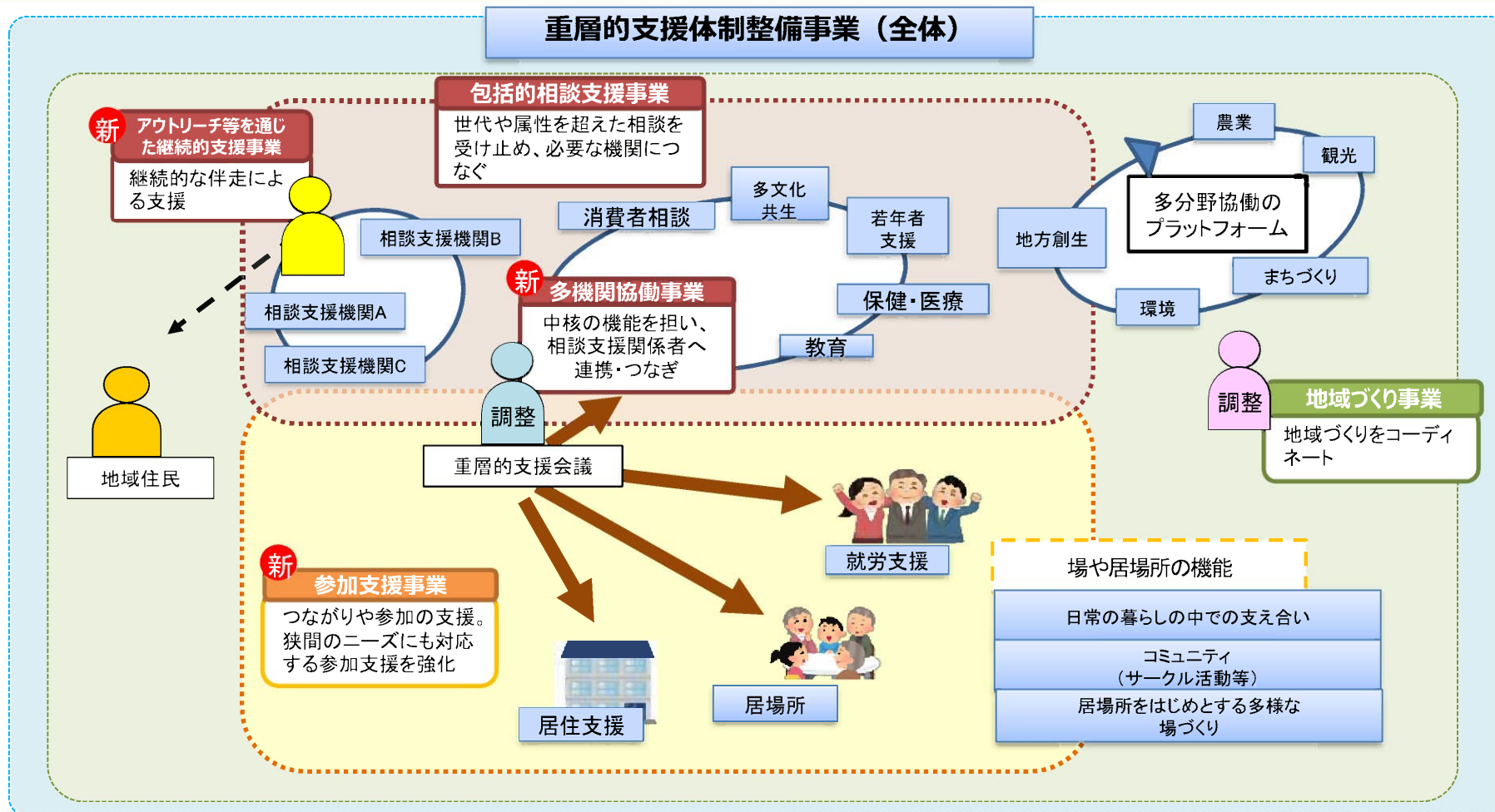
→「重層的支援体制整備事業」の新設

→4分野（介護、障害、子ども、生活困窮）の交付金等（一部）を「重層的支援体制整備事業交付金」を創設して一本化等

関係法律の規定の整備を行う。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。





2 重層的支援体制整備 事業に伴う新たな事業 について

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 <u>（既存事業）</u>	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 <u>（既存事業）</u>	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

赤枠内は既存事業

青枠内が新たに設けられた事業

多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容（概略）

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

・複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
・原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。¹¹



多機関協働事業とは



▼多機関協働事業は、具体的な個別ケースの支援のために組織間の「マネジメント」を行う事業。
同じ方針の下で各支援者が動けるよう、役割分担を調整し、その進捗を管理するマネジメントを担う。

また、各相談支援機関内でのスーパーバイザーとしての役割を果たす
⇒多機関協働事業が担うのはマネジメント、調整役、スーパーバイズ。

あくまで既存の支援関係機関・相談員が「協働の主体」として他機関と連携する意識を持つ。

【多機関協働事業における庁内体制】

▼まずは

地域福祉課、子育て支援課、学校教育課に多機関協働の調整役となる「相談支援包括化推進」担当を各1人配置する計画

（職種：相談業務経験のある職員や社会福祉士等の資格を有する職員）

- ・ 普段は各相談支援機関や各担当課に常駐（相談員の相談に乗る）
- ・ 定期的には連携が必要なケースを持ち寄って連携会議を開催、支援方針を各分野に持ち帰る。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）

支援関係機関
や地域住民等
を通じた情報
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながる事が困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結



アウトリーチ等継続的支援事業とは



▼必要な支援が届いていない人や支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業

①本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援
＝伴走支援を具体化する事業



②対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながり構築や情報を幅広く収集

【アウトリーチ等継続支援は具体的にどのような事業か?】既にアウトリーチしている事業例

①栄養パトロール事業（保険年金課）

健康不明者（健診・医療データがない後期高齢者）に対して家庭訪問することにより、生活実態・フレイル・低栄養リスク者を把握。フレイルが重症化する前に適切に医療・介護等サービスにつながるよう支援。

②まちの守り人養成講座（社会福祉協議会）

普段の生活の中での「あいさつ」「声かけ」「生活の様子を気に掛けること」などから、同じ地域で暮らす住民のちょっとした変化に早い段階で気づき、必要な支援へとつなぐ人を養成。人のつながりによるセーフティネット＝地域づくり、でもある。

参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。



参加支援事業とは



▼本人や世帯が、**地域や社会と関わり方**を選択し、**自らの役割を見出すために多様な接点を確保**することを目的とした支援

▼参加支援事業のデザイン

- ①**個別性**の高い取組：オーダーメイド型で個別的、個人的な嗜好性が高い領域での支援
信頼関係を築きながら本人の望むタイミングで支援。アウトリーチ等継続的支援と親和性が高い。
- ②**多様性**を意識した体制構築：参加支援の事業メニューは多様性が必要。すべての支援対象者が同じ支援を望むわけではない。多様性と個別性の両立
- ③担当者を孤立させない：地域の様々な社会資源と**ネットワークを形成**することが必要。また、地域にある多様な活動を把握しておくことも大切。
社会資源）民間企業、NPO法人や市民活動団体、区・自治会等地縁組織、ボランティアセンター etc

【既にある類似の事業】

- 就労継続支援B型事業（障害分野）
- 就労準備支援事業（生活困窮分野）
- 生活支援コーディネータ（介護分野）
- 就労・生活総合支援コーディネータ（障害分野）



3 重層的支援体制整備 事業の実施について



重層的支援体制整備事業の実施について

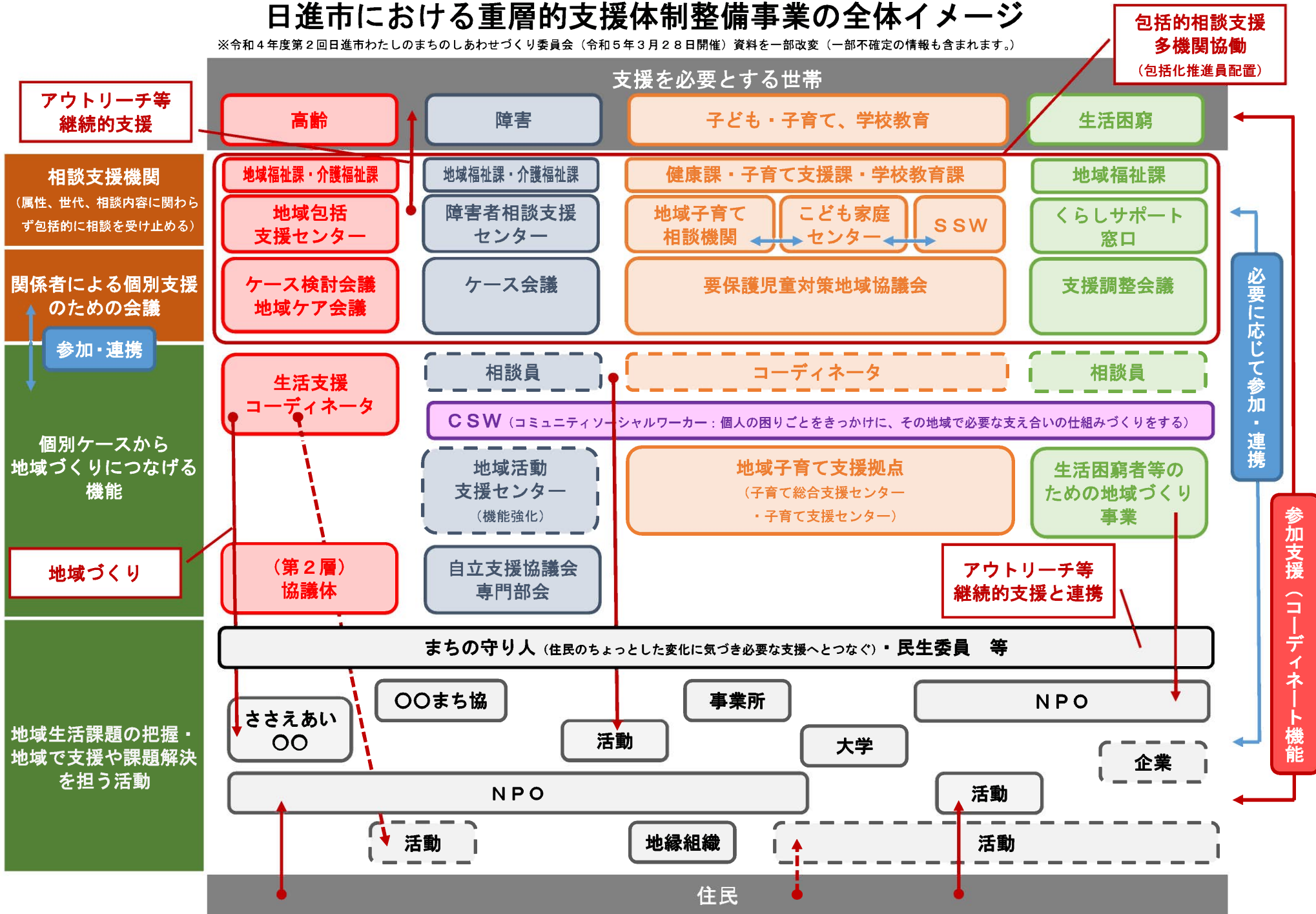


事業内容の検討、実施開始時期等について

- ▼重層的支援体制整備事業の実施は、希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。
- ▼日進市においても、
**地域福祉課（全体統括）、介護、障害、子ども・子育て、学校教育、生活困窮分野の担当部署
＋社会福祉協議会**
で、重層的支援体制整備事業の周知、実施に向けた方針確認、具体的な取組内容等を検討。
⇒庁内調整や事業内容を整理し、**令和6年度からの事業実施**。
令和6年度実施予定自治体は**全国で346自治体**（令和5年10月時点）→**県内は24自治体**
- ▼重層的支援体制整備事業実施に伴う**新規事業については、既に実施している事業や取組のうち、該当しそうな事業を組み替えて実施**。
- ▼**各分野の相談支援機関等への周知**については、令和6年1月12日に勉強会を開催。
⇒（別紙1）重層的支援体制整備事業の全体イメージ 及び
（別紙2）令和6年度重層的支援体制整備事業等一覧 参照

日進市における重層的支援体制整備事業の全体イメージ

※令和4年度第2回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会(令和5年3月28日開催)資料を一部改変(一部不確定の情報も含まれます。)



令和6年度重層的支援体制整備事業等一覧

単位：千円

区分	担当課	事業名等	R6予算 款項目	予算書上の事業名	説明	補助対象 経費	国 交付金額	県 交付金額	第1号 保険料分	第2号 保険料分	備考
相談支援	地域福祉課	地域包括支援センター運営事業	3-1-2	高齢者福祉推進事業	地域包括支援センター業務委託料	80,173	30,867	15,433	18,443	-	介護保険特別会計から移管
	地域福祉課 (子育て支援課)	相談支援事業のうち 基幹相談支援センター等機能強化事業分	3-2-4	障害者福祉センター管理運営事業	障害者福祉センター指定管理委託料のうち 基幹相談支援センター等機能強化事業分	19,916	5,974	2,987			
	子育て支援課	利用者支援事業(基本型)	3-2-4	子育て総合支援センター管理運営事業	子育て総合支援センター指定管理委託料のうち 地域子育て相談機関分	13,257	8,838	2,210			
	健康課	こども家庭センター 利用者支援事業(こども家庭センター型)	4-1-2	人件費	人件費(一部)	6,324	4,216	1,055			
	健康課	こども家庭センター 利用者支援事業(母子保健型)	4-1-2 4-1-2	人件費 保健センター運営事業	職員及び会計年度任用職員人件費(一部)	10,142	6,762	1,691			
	子育て支援課	こども家庭センター こども家庭総合支援拠点(家児相室)	3-2-1 3-2-1	人件費 児童相談虐待防止事業	職員及び会計年度任用職員人件費(一部)	9,700	6,466	1,616			
	地域福祉課	生活困窮者自立相談支援事業	3-3-1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立相談支援事業委託料	13,020	9,765	-			
	小計					152,532	72,888	24,992	18,443		
地域づくり	地域福祉課	一般介護予防事業のうち 地域介護予防活動支援事業分	3-1-2	高齢者福祉推進事業	・介護支援ボランティア事業委託料 ・介護予防サポーター養成事業委託料 ・介護予防・生活支援サービス事業補助金(通所型)	2,867	573	358	659	774	介護保険特別会計から移管
	地域福祉課	一般介護予防事業のうち 地域介護予防活動支援事業分	3-1-1	地域福祉推進事業	・ふらっとホーム事業委託料 ・ふらっとホーム借上料	3,955	791	494	909	1,067	
	地域福祉課	生活支援体制整備事業	3-1-2	高齢者福祉推進事業	・委員謝礼(一部)、食糧費(一部) ・生活支援体制整備事業委託料 (第1層、第2層生活支援コーディネーター委託料)	19,951	7,681	3,841	4,588	-	介護保険特別会計から移管
	介護福祉課	地域活動支援センター機能強化事業	3-1-1	障害者地域生活支援事業	地域活動支援センター等負担金	0	0	0			・国県交付金は東郷町が一括で手 続きしているため、日進市では歳 入予算なし
	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業 (にっしん子育て総合支援センター)	3-2-4	子育て総合支援センター管理運営事業	子育て総合支援センター指定管理委託料のうち 地域子育て支援拠点事業分	14,198	4,733	4,733			
	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	3-2-4	子育て支援センター運営事業	子育て支援センター運営業務委託料	16,600	5,533	5,533			
	地域福祉課	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	3-3-1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立相談支援事業委託料のうち 生活困窮者支援等のための地域づくり事業分	7,393	3,697	-			
	小計					64,964	23,008	14,959	6,156	1,841	
多機関協働	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課	多機関協働事業	3-1-1 3-2-1	人件費 人件費	人件費(一部)	24,670	12,335	6,167			
	地域福祉課	多機関協働事業	3-1-1	地域福祉推進事業	地域共生連携ネットワークシステム使用料 (在宅医療・介護連携システム使用料から名称変更)	2,640	1,320	660			
参加支援	地域福祉課	参加支援事業	3-1-1	障害者福祉推進事業	社会参加支援事業委託料 (就労生活総合支援コーディネーター業務委託料から名称 変更)	2,500	1,250	625			
アウトリーチ 等継続的支援	地域福祉課	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	3-1-1	地域福祉推進事業	まちの守り人養成事業委託料	495	247	123			
合計						247,801	111,048	47,526	24,599	1,841	